

個別管理対象設備の転用可否状況

平成25年6月28日更新

弊社接続約款第36条の3の規定に基づき撤去しようとする個別管理対象設備の転用の可否に係る情報については下表のようになっております。
なお、当該情報については、当該装置の再利用状況及び転用待ち状況などより、転用の可否を見直す場合がありますので、利用中止申込みの際に、ご確認いただくようお願いいたします。

約款規定	転用の可否	備考
(1) 加入者交換機接続用伝送路設備利用機能	—	(東)第49欄(西)第47欄に規定する機能を適用します。
(2) 信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能	—	(東)第49欄(西)第47欄に規定する機能を適用します。
(3) 削除	—	
(4) 中継事業者のVPNサービスへの接続機能	転用できません	
(5) 中継事業者のVPNサービスへのルーティング接続機能	※	
(6) ノーリング通信機能に係る付加機能	※	
(7) 柔軟課金機能	転用できません	
(8) PHS接続機能	転用できません	
(9) PHS網制御機能	※	
(10) 活用型PHS事業者に係る帯ID通知機能	転用できません	
(11) 活用型PHS災害時優先電話接続機能	転用できません	
(12) 活用型PHS事業者に係るデジタル通信モード接続に係る機能	転用できません	
(13) 活用型PHS端末からのデジタル通信モード接続に係る機能	転用できません	
(14) 活用型PHS事業者に係る信号挿入機能	転用できません	
(15) 活用型PHS事業者に係る警察消防異行対応機能	※	
(16) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	転用できません	
(17) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続に係る機能	転用できません	
(18) 番号送出機能	転用できません	
(19) 時報音源提供機能	※	
(20) 削除	—	
(21) 活用型PHS事業者の着信転送に係る付加機能	※	
(22) 活用型PHS事業者と中継事業者との接続に係る付加機能	転用できません	
(23) 活用型PHS事業者に対する着信単位料金区域情報付与に係る付加機能	転用できません	
(24) 活用型PHS事業者の一斉呼出しタイマ値の変更に係る付加機能	転用できません	
(25) 自動クライアント通話に係る機能	転用できません	
(26) 国際兼用公衆電話に対する課金秒数の変更に係る機能	転用できません	
(27) 中継交換機接続用伝送路設備利用機能	—	(東)第49欄(西)第47欄に規定する機能を適用します。
(28) PHS電話番号の1桁増加に係る付加機能	転用できません	
(29) 中継事業者を経由した活用型PHS事業者と衛星系事業者との接続に係る付加機能	転用できません	
(30) 削除	—	
(31) 削除	—	
(32) 活用型PHS事業者の番号案内接続に係る付加機能	転用できません	
(33) 活用型PHS事業者に係るPHS接続装置リハンドオーバー機能	転用できません	
(34) 専用回線ノード装置接続用伝送路設備利用機能	—	(東)第49欄(西)第47欄に規定する機能を適用します。
(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	転用できません	
(36) テレドームサービスに係る付加機能	転用できません	
(37) 削除	—	
(38) グループセキュリティサービスに係る付加機能	転用できません	
(39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能	転用できません	
(40) ファクシミリ通信網接続機能	転用できません	
(41) 他社相互接続通信利用停止等機能	※	
(42) 削除	—	
(43) 削除	—	
(44) 自動番号案内網制御機能	※	
(45) 活用型PHS事業者のユーザ間情報通知機能	転用できません	
(46) 活用型PHS事業者に係る帯ID非通知理由送受信機能	転用できません	
(47) 活用型PHS事業者への転送元ID通知機能	転用できません	
(48) 活用型PHS事業者の着信転送に係る転送元ID通知機能	転用できません	
(49) 伝送路設備利用機能	※	
(50) 中継事業者に対する課金情報転送機能	転用できません	
(51) 削除	—	
(52) 通信終了通知機能に係る付加機能	転用できません	
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	※	
(54) 通話モード別回線選択機能	転用できません	
(55) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	転用できません	
(56) 緊急通報用電話接続機能	転用できません	
(57) PHS通信状況通知用通信路設定機能	転用できません	
(58) PHS端末識別接続機能	転用できません	
(59) 移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能	転用できません	
(60) LAN型通信網との接続に係るインタフェース機能	転用可能ですが	
(61) 付加サービス番号使用サービス接続機能	転用できません	
(62) IP通信網とのPoE接続に係る機能	※	
(63) 故障情報等提供機能	転用できません	
(64) 波長分割多重装置との接続に係るインタフェース機能	※	
(65) 特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能	転用できません	
(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	転用できません	
(67) 光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能	転用できません	

※個別管理対象設備が複数の転用対象設備から構成されている等のことから、当該機能に係る利用中止申込みがある場合には、個々の対象となる電気通信設備等を個別に確認し回答させていただきます。